

のある方は、入居申し込みはできません。)

- ・ 地方税完納者
- ・ 公営住宅家賃完納者

・ 申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 単身入居可

※ 連帯保証人2名が必要になります。(町営住宅入居者不可)

※ 敷金(家賃の3カ月分)の納付が必要になります。

※ 犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

○ 町営住宅等

■ 各住宅の募集戸数

久賀地区新開団地住宅 (高齢者向け)	4戸
久賀地区新開青木住宅	1戸
久賀地区八幡住宅	5戸
久賀地区西ヶ原住宅	5戸
久賀地区向津原上住宅	2戸
久賀地区向津原下住宅	6戸
久賀地区山下浜住宅	1戸
久賀地区砂田住宅	1戸
大島地区五反田住宅	2戸
大島地区第二中塚住宅	3戸
東和地区伊保田住宅	2戸
東和地区西方住宅	1戸
橘地区栄住宅	9戸
橘地区栄住宅 (単身入居可)	3戸

■ 入居資格

・ 入居しようとする方全員(申込家族)の控除後の所得の合計額が月額で15万8千円以下(ただし、高齢者・障害者等の世帯は21万4千円以下)

・ 同居しようとする親族がある人(単身入居可の住宅に単身入居する場合を除く)

・ 現に住宅に困窮していることが明らかでない人(町営住宅入居者および持ち家のある方は、入居申し込みはできません。)

・ 地方税完納者

・ 申込者または同居しようとする親族が暴力団員でないこと

※ 単身入居可の住宅は広さに制限があります。

※ 高齢者向けの住宅は60歳以上の方のみ申し込みができます。

※ 障害者の方は単身でも申し込みできます。

ただし、日常生活(歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障がある方は、入居申し込みはできません。

※ 連帯保証人2名が必要になります。(町営住宅入居者不可)

※ 敷金(家賃の3カ月分)の納付が必要になります。

※ 犬・猫等のペットを飼うことは禁止されています。

■ 申込期間

8月10日(木)～8月31日(木)

■ 選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定します。なお、申込締切日までに応募のない住宅については、申込締切後4週間に限り先着順で申し込みの受付を行います。

■ 家賃

所得に応じて決定

■ 入居について

入居可能日以降

※ 請書等必要書類が揃い次第順次入居可能日を決定します。

※ 申込方法などの詳しいことは、役場生活衛生課公営住宅班までお問い合わせください。

なお、応募要項および申込書等は生活衛生課、総合支所および出張所にてお渡しいたします。また、周防大島町ホームページからもダウンロードできます。

※ 特定公共賃貸住宅と町営住宅等では、申し込みの際に提出する書類が異なりますのでご注意ください。

■ 問い合わせ

生活衛生課公営住宅班

☎ 0820(79)1010

空家活用住宅の
入居者募集

周防大島町内の空家を町が借り受けて改修し、周防大島町内へ定住を希望する方に貸し出す、空家活用住宅の入居者を募集します。

■ 住宅の所在

周防大島町大字横見182番地8

木造平屋 70・03㎡(約21坪)

■ 家賃 3万円/月

■ 申し込みができる者

・ 現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻予定または事実上婚姻関係である者を含む)があること。

・ 単身者であっても、国または県もしくは町から支援を受けている新規就農者および新規漁業就業者等。(詳しくは政策企画課までお問合せください)。

・ 入居しようとする者が暴力団員でないこと。

・ 申込時において、住所を有する市町村の税および使用料等を滞納していないこと。

■ 申込期日 8月31日(木)

■ 選考の方法 面接により対象者を決定します。

■ 申し込み・問い合わせ
政策企画課
☎ 0820(74)1007



特設人権相談所

日時 9月4日(月) 午前9時30分～正午
場所 大島庁舎
相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題
相談員 人権擁護委員
問い合わせ 福祉課
☎ 0820(77)5505

※ 悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。